

表1 給食施設の種類

区分	根拠法令等	根拠法に基づく該当施設
1.学校 (公立・私立)	学校教育法第1条に規定する学校、第124条に規定する専修学校及び第134条に規定する各種学校、学校給食センター、学校給食法第6条に規定する学校給食共同調理場及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園（当該施設が幼稚園である場合）	公立学校・私立幼稚園・私立学校・私立幼稚園 幼稚園型認定こども園・各種学校
2.病院	医療法第1条の5第1項に規定する病院	病院
3.介護老人保健施設	介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設	介護老人保健施設
4.介護医療院	介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院	介護医療院
5.老人福祉施設	老人福祉法第5条の3に規定する施設	特別養護老人ホーム・老人ディサービスセンター・老人短期入所施設・老人介護支援センター・老人福祉センター・軽費老人ホーム 養護老人ホーム
6.児童福祉施設	児童福祉法第7条に規定する施設、社会福祉法第2条に規定する事業に係る施設で児童福祉に関するもの及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園（当該施設が幼稚園である場合を除く）	認可保育所・乳児院・母子生活支援施設・児童養護施設・福祉型障害児入所施設・児童自立支援施設・児童家庭支援センター・幼保連携型認定こども園・保育所型認定こども園 地方裁量型認定こども園
7.社会福祉施設	生活保護法第38条、身体障害者福祉法第5条第1項及び売春防止法第36条に規定する施設並びに社会福祉法第2条に規定する事業に係る施設で社会福祉に関するもの	救護施設・婦人保護施設・障害者支援施設 等
8.事業所	労働基準法別表1に規定する事業所	事業所
9.寄宿舍・寮	学生又は労働者を寄宿させる施設	学生又は労働者の寄宿施設
10.自衛隊		自衛隊
11.一般給食センター		特定した施設（複数の場合も含む）に対して継続的に食事を提供している施設
12.その他	上記のどれにも含まれない施設	警察学校・認証保育所・認可外保育所・地域型保育事業・有料老人ホーム・ボランティア給食 等